

## 【栃木県】

売買参加者の新規参入の促進や既存事業者の負担軽減のための実務的なルールや商慣行等の見直しに向けた検討等の状況（令和6年7月現在）

| 地方卸売市場名      | 売買参加者の新規参入ルール（関係規程）                                | 実態調査結果を踏まえた改善等の検討等の状況<br>必要な改善等の内容は＜事項＞ 1～4 |
|--------------|----------------------------------------------------|---------------------------------------------|
| 鹿沼市公設地方卸売市場  | <u>鹿沼市公設地方卸売市場条例</u><br><u>鹿沼市公設地方卸売市場条例施行規則</u>   | 該当なし                                        |
| 公設芳賀地方卸売市場   | <u>公設芳賀地方卸売市場条例</u><br><u>公設芳賀地方卸売市場施行規則</u>       | 該当なし                                        |
| 黒磯那須公設地方卸売市場 | <u>黒磯那須公設地方卸売市場条例</u><br><u>黒磯那須公設地方卸売市場条例施行規則</u> | 該当なし                                        |
| 足利丸足地方卸売市場   | <u>足利丸足地方卸売市場業務規程</u>                              | 該当なし                                        |
| 栃木県南地方卸売市場   | <u>栃木県南地方卸売市場業務規程</u><br><u>栃木県南地方卸売市場業務規程細則</u>   | 該当なし                                        |
| 協同組合大印地方卸売市場 | <u>大田原食料品小売協同組合 定款</u>                             | 該当なし                                        |
| 佐野食品地方卸売市場   | 対応中                                                | 該当なし                                        |
| 栃木県食肉地方卸売市場  | <u>栃木県食肉地方卸売市場業務規程</u><br><u>栃木県食肉地方卸売市場業務規程細則</u> | 該当なし                                        |
| 栃木植物地方卸売市場   | <u>栃木植物地方卸売市場業務規程</u>                              | 該当なし                                        |
| 宇都宮花き地方卸売市場  | <u>宇都宮花き地方卸売市場業務規程</u>                             | 該当なし                                        |

### ＜事項＞

- 1 売買参加者の新規参入ルールを定めている場合、新規の取引参加者の参入を促す観点から、新規参入希望者が容易に閲覧できるよう開設者がそのホームページやその他の方法により公表することが望ましいこと。
- 2 売買参加者の新規参入の承認等について、新規の取引参加者の参入を促す観点を含め権限を有する開設者が行うよう改善を行うこと。
- 3 売買参加者の新規参入ルールについて、明文化されているか否かにかかわらず、「申請者は、あらかじめ当該市場の買参人組合等の承認（又は推薦）を受けなければならない」及び「申請者は、当該市場の買参人組合（代払制度）に加入しなければならない」のようなルールは、新規の取引参加者の参入を促す観点及びその承認等の判断は権限を有する開設者が行うという観点から改善を行うこと。なお、「申請者が、一定の業務資金を有していない場合、代払制度に加入すること」といったルールは問題ないものの設定する際は、新規の取引参加者の参入を促す観点から、明文化することが望ましいこと。  
売買参加者の新規参入の承認等を判断する際の与信審査については、取引年数等のみで判断せず、申請者の財務状況の情報等をもとに公平な審査を行うこと。
- 4 売買参加者の新規参入ルールについて、権限を有しない開設者以外が定めるルールには本来、効力がないため、当該ルールは廃止するよう改善を行うこと。